

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2992号)

令和5年4月26日

横情審答申第2992号

令和5年4月26日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和3年2月19日こ南児第1989号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「審査請求人に関する横浜中央、南部児童相談所、及び特定児童養護
施設の保護下で起った性被害の詳細、その複数回での性被害による性感
染症の検査の結果（H I V、梅毒等の陽・陰性）罹患させた性感染症の
治療の経過とカルテの開示」の個人情報非開示決定に対する審査請求に
ついての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「審査請求人に関する横浜中央、南部児童相談所、及び特定児童養護施設の保護下で起った性被害の詳細、その複数回での性被害による性感染症の検査の結果（H I V、梅毒等の陽・陰性）罹患させた性感染症の治療の経過とカルテの開示」の保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「審査請求人に関する横浜中央、南部児童相談所、及び特定児童養護施設の保護下で起った性被害の詳細（以下「個人情報1」という。）、その複数回での性被害による性感染症の検査の結果（H I V、梅毒等の陽・陰性）罹患させた性感染症の治療の経過とカルテの開示（以下「個人情報2」という。）」（個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年1月19日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第2条第6項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたもので、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件本人開示請求及び本件審査請求は、未成年者である審査請求人の母親が法定代理人として請求したものである。
- (2) 個人情報1について、性被害の捜査は警察が行っており、その詳細は警察が保有している情報であることから実施機関では作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
- (3) 個人情報2について、審査請求人に係る性被害を理由とする検査及び治療は受けていないことから実施機関では作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。なお、性被害を理由としない婦人科受診時に受けた性感染症の検査結果については、既に別の個人情報本人開示請求において開示している。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 以前開示された審査請求人に係る記録から、性被害及び性犯罪にあっていたのは認知しているので全て開示せよ。特定看護師の記録等の複数の証拠がある。
- (2) 記録をとらなかったのは不自然である。
- (3) 開示がなされると、今後の審査請求人の生命、健康、生活又は財産を害する。
- (4) 実母が審査請求人の性被害の詳細について説明を求めたが一切説明がなかった。不審に思い自ら調べ始め、検察庁より事実を知らされた。その後も青少年育成条例違反や買春被害の説明を求めても嘘の情報を知らされ、審査請求人との面会をさせない。また、性被害に関わった被疑者を不当に不起訴に導いた。
- (5) 南部児童相談所の保護下で複数回の性被害が起きた事実を踏まえて、審査請求人への懲戒、非行行動の管理及び対応に疑問がある。また、その性被害について親権者に詳細を知らせていない。特定年月日1から特定年月日2までの間、審査請求人に対し面談や指導を行っていない。性の搾取が行われた事実を認知しながらその詳細を関係機関へ確認しておらず再犯されていたことや審査請求人が自殺未遂を行った際、担当福祉司が直接審査請求人に面談等を行ったことに関する記録がない。南部児童相談所が開示した記録と開示請求者の記録とで、架電の日付及び内容がかなり異なっている。また、欠落している部分がある。
- (6) 特定児童養護施設及び特定警察署とのやり取りを開示しないことには被害届や告訴等に不利益な影響をもたらす、審査請求人の人権を脅かす。
- (7) 保健師からの記録のみの開示があったが正式な婦人科受診のカルテ開示はされておらず、H I Vや梅毒などの検査は児童相談所の責務として当然である。検査費用を審査請求人に負担させたと審査請求人が訴えている。特定性病での治療経緯の開示も求める。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 児童相談所に係る事務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関（同法第12条第1項及び第59条の4第1項）である。

横浜市は、4か所の児童相談所（中央児童相談所、西部児童相談所、南部児童相談所及び北部児童相談所）を設置し、児童の養育や障害等に関する様々な相談を受け、児童や保護者等への助言を行うなどの相談援助業務を行っている。また、児童相談所ではこのほか、児童の一時保護や児童福祉施設への入所措置の業務等を行っている。

(3) 本件保有個人情報について

個人情報1は、中央児童相談所及び南部児童相談所が支援していた審査請求人に係る性的関係（審査請求人のいう性被害）の詳細に係る保有個人情報である。また、個人情報2は、複数回の当該性的関係に係る審査請求人の性感染症の検査の結果、性感染症の治療の経過及びカルテに係る保有個人情報である。

実施機関は、これらの個人情報を作成し、又は取得しておらず、保有していないとして非開示としている。

(4) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件保有個人情報を作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明しているため、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 審査請求人からは、本件本人開示請求の約2か月前に、「中央及び南部児童相談所に存在する審査請求人に関する全ての記録」、「携帯電話に残る性犯罪・・・の被疑者との連絡内容の記録」、「令和2年度 児童福祉法34条1項6号の被疑者の情報」、「上記に関わる一切の記録」等の保有個人情報の開示を求める個人情報本人開示請求（以下「別件本人開示請求」という。）がなされた。これに対し、実施機関では、中央児童相談所及び南部児童相談所が保有する審査請求人に関する相談記録（以下「相談記録」という。）の個人情報一部開示決定を行い、本件本人開示請求の約3週間前に、相談記録の一部を開示している。

なお、別件本人開示請求も、未成年者である審査請求人の母親が法定代理

人として請求したものである。

(イ) 相談記録は、面談記録、調査内容等の審査請求人の支援に係る保有個人情報をもとめたもので、審査請求人の性的関係に係る事実等が記載されている。また、審査請求人が性感染症の検査を受けたこと及びその結果並びに感染した性感染症の治療の経過（これらを総称して、以下「検査結果等」という。）も記載されている。

(ウ) 本件本人開示請求は、相談記録の一部を開示した約3週間後に「性被害の詳細」等の保有個人情報の開示を求めてなされたものであることから、実施機関は、審査請求人はその性的関係について相談記録よりも詳細に記載された保有個人情報の開示を求めていると解した。

しかし、審査請求人に係る記録は相談記録にまとめられており、相談記録以上に性的関係について詳細に記載された保有個人情報は作成していない。また、性的関係については神奈川県警察の捜査の対象となっているが、捜査に係る資料を提供されたことはなく、取得していない。

(エ) 次に、相談記録には検査結果等も記載されているが、当該記載は審査請求人の体調不良による婦人科受診時のものであるし、これとは別に性感染症の検査を受けたことはない。

(オ) そして、当該婦人科受診時のカルテについては、病院から提供されたことはなく、取得していない。

(カ) なお、別件本人開示請求に係る審査請求に関して、相談記録には「別紙参照」等の審査請求人に係る記録が存在することをうかがわせる記載があるとの審査会の指摘を受けて改めて探索したところ、相談記録の別紙や別添資料等に該当する文書（以下「相談記録別紙等」という。）が存在することが判明した。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 個人情報1の不存在について

当審査会において相談記録を確認したところ、面談記録、調査内容等の審査請求人の支援に係る保有個人情報がまとめられており、特定児童養護施設に入所していた審査請求人に係る施設外での交友関係を通じた性的関係についての聴取内容等が記載されていることが認められた。また、別件本人開示請求の個人情報本人開示請求書及び個人情報一部開示決定通知書を確認した

ところ、「中央及び南部児童相談所に存在する審査請求人に関する全ての記録」等の保有個人情報の本人開示請求に対し、実施機関が相談記録の個人情報一部開示決定を行っており、その開示の実施日の約3週間後という比較的近接した時期に「性被害の詳細」等の保有個人情報の開示を求める本件本人開示請求が行われていることが認められた。

この点、開示の実施に当たっては、実施機関が保有する個人情報を本人開示請求者が詳細に把握することは困難であることを踏まえ、開示を求める保有個人情報の範囲は、基本的には広く解すべきである。しかし、別件本人開示請求と本件本人開示請求との時間的近接性を踏まえると、実施機関が、審査請求人はその性的関係について相談記録よりも詳細に記載された保有個人情報の開示を求めていると解したことは不合理ではなく、本件本人開示請求において個人情報1として相談記録を特定しなかったことは是認できる。

また、当審査会において相談記録別紙等を確認したところ、別件本人開示請求において特定すべき保有個人情報であると認められるものの、上記ア(ウ)の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないし、ほかに個人情報1として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。

(イ) 個人情報2の不存在について

当審査会において相談記録を確認したところ、相談記録には、審査請求人が体調が優れないことから婦人科の受診を希望し、その受診時に性感染症の検査を受けたこと、当該検査の結果及び当該性感染症の治療の経過が記載されていることが認められた。このことからすると、実施機関が本件本人開示請求において個人情報2として相談記録を特定しなかったことは是認できる。

また、当審査会において相談記録別紙等を確認したところ、別件本人開示請求において特定すべき保有個人情報であると認められるものの、上記ア(エ)及び(オ)の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないし、ほかに個人情報2として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。

(ウ) 以上のことから、実施機関において本件保有個人情報を保有しているとは認められない。

ウ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年2月19日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年3月18日 (第267回第三部会) 令和3年3月23日 (第347回第一部会) 令和3年3月24日 (第395回第二部会)	・諮問の報告
令和3年3月30日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和4年12月21日 (第429回第二部会)	・審議
令和5年1月25日 (第430回第二部会)	・審議
令和5年2月8日 (第431回第二部会)	・審議
令和5年2月22日 (第432回第二部会)	・審議
令和5年3月22日 (第434回第二部会)	・審議

